# 【追加資料１】

２０２　年　　月　　日

***提案事業者***　殿

VC、事業会社等の名称

住所

本件に関する契約締結者又は遂行責任者名

役職

氏名

出資に関する関心表明書

　国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構が実施する、2022年度「研究開発型スタートアップ支援事業/地域に眠る技術シーズやエネルギー・環境分野の技術シーズ等を活用したスタートアップの事業化促進事業」に提案する以下の事業に対して将来的な出資関心があることを表明します。

提案者名　＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊

事業名称　＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊

出資の条件

※本資料は出資を保証するものではございません。

　担当者連絡先（電話番号、E-mail、担当者名）

***※本資料は審査でのみ使用し社名や内容等が公表されることはありません。***

# 【追加資料２】

　　　　年　　月　　日

国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構

理事長 殿

提案者　住　　　所

名　　　称

代表者等名

出資に関する報告書

上記の件について、下記の通り報告します。なお、本出資は、当該助成事業の提案書で示す事業化実施計画を遂行するために必要な資金として出資頂いたものと理解しております。

記

　１　助成事業者の名称

　２　ＶＣ等の名称

　３　ＶＣ等が助成事業者に出資を実施した日付 　　　　年　　月　　日

***※2021年11月26日以降提案日までに出資を受けた場合にプランAでの交付申請が可能です。***

　４　ＶＣ等が助成事業者に出資を実施した額 　　　　　　　　　　円

以上

***（注）***

***別紙として出資を証明する書類、投資契約書の写しを添付すること。***

***※本資料は審査でのみ使用し社名や内容等が公表されることはありません。***

# 【追加資料３】

社外への調達発注先について

経費区分「Ⅰ．機械装置等費」及び「Ⅲ．その他経費」に計上する費用のうち、次の①、②の両方、またはいずれかに該当する者に対して、相見積によらず発注することを予定している場合は、下表について記入してください。

1. 関係会社（発注先が提案者の親会社、子会社、関連会社（注１）のいずれかに該当する場合）
2. 役員兼業会社（提案者の役員が発注先の役職員を兼業している、または発注先の役員が提案者の役職員を兼業している場合）

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 発注先企業名 | 発注内容 | 金額 | 経費区分  （注２） | 関係性（注３） | 相見積によらない理由（特命理由） |
|  |  | 円 |  |  |  |
|  |  | 円 |  |  |  |
|  |  | 円 |  |  |  |

なお、上記に該当する発注を予定していない場合は、次にチェック（レ印）を記入してください。

|  |  |
| --- | --- |
|  | 該当なし |

（注１） 親会社及び子会社については、「会社法第2条第3号、第4号」、関連会社については「[会社計算規則](http://elaws.e-gov.go.jp/search/elawsSearch/elaws_search/lsg0500/418M60000010013_20161001)[第2条第3項](http://elaws.e-gov.go.jp/search/elawsSearch/elaws_search/lsg0500/418AC0000000108_20151005#12)第18号」の規定による。

（注２） 当該費用を計上する経費区分（「Ⅰ．機械装置等費」、「Ⅲ．その他経費」のいずれか）を記入。

（注３） 上記①、②から該当する番号を記入。

# 【追加資料４】

利害関係の確認について

* NEDOは、採択審査に当たり大学・研究機関・企業等の外部専門家による採択審査委員会を開催します。この採択審査委員会では公正な審査を行うことはもちろん、知り得た提案情報についても審査以外の目的に利用することを禁じております。
* さらに、採択審査委員の選定段階で、NEDOは利害関係者を排除すべく細心の注意を払っているところですが、さらに採択審査委員本人にも事前に確認を求め、より公平・公正な審査の徹底を図ることといたしております。
* そこで、提案者(申請者)の皆さまには、採択審査委員に事前提供する情報の記載をお願いいたします。本書類にていただいた「提案者名」、「研究開発テーマ」及び「技術的なポイント」を採択審査委員に提示し、自らが利害関係者、とりわけ競合関係に当たるかどうか、の判断を促します。技術的なポイントについては、競合関係を特定することが可能と考える技術的なポイントを問題ない範囲で記載いただけますようお願いいたします。
* また、NEDOが採択審査委員を選定する上で、利害関係者とお考えになる者がいらっしゃる場合には、次頁の記載欄に任意で記載いただいても構いません。なお、採択審査委員から、利害関係の有無の判断がつかないとのコメントがあった場合には、追加情報の提供をお願いする場合がございますので、御協力をお願いいたします。

|  |
| --- |
| （提案者名）  ***○○株式会社*** |

|  |
| --- |
| （研究開発テーマ）  ***○○の研究開発*** |

|  |
| --- |
| ***（技術的なポイント）*** |

利害関係のある評価者

整理番号 ***(ＮＥＤＯにて記入しますので、空欄としてください)***

提案者名　　　　　　　　　　　　　　　***(提案書様式の提案者名称と一致させてください)***

助成事業の名称　　　　　　　　　　　　　***(提案書様式「１　助成事業の名称」と一致させてください)***

利害関係のある評価者

***・ＮＥＤＯホームページ掲載の「外部評価委員候補一覧」から利害関係の*ある評価者を検索し、記入してください。**

***・利害関係のある評価者が該当しない場合は、「無し」を記入してください。***

***・利害関係者の定義については、＜公募要領＞「７．交付決定までのプロセス」利害関係者の定義を参照。***

評価者名（１）／機関名（１）：

理由（１）：

評価者名（２）／機関名（２）：

理由（２）：

評価者名（３）／機関名（３）：

理由（３）：

評価者名（ｎ）／機関名（ｎ）：

理由（ｎ）：

***・理由が不適切な場合には利害関係のある評価者とはみなせませんのでご注意ください。***

# 【追加資料５】

事業成果の広報活動について

提案者名称

助成事業の名称

　本事業では、交付規程第9条第1項二十一号及び第23条第3項に定める報道機関その他への成果の公開・発表等については、公募要領に従い、以下のとおりとします。

　①　本事業の成果、実用化・製品化に係る発表又は公開（取材対応、ニュースリリース、製品発表等）を実施する際は事前にNEDOに報告を行うものとする。特に記者会見・ニュースリリースについては事前準備等を鑑み原則公開の3週間前に報告を行うものとする。

　②　報告の方法は、文書によるものの他、電子媒体（電子メール等）による通知を認める。その際、NEDOからの受領の連絡をもって履行されたものとする。

　③　公開内容についてNEDOと事業者は内容を調整・合意のもと、協力して効果的な情報発信に努めるものとする。

　④　前項目に基づき発表又は公開する場合において、特段の理由がある場合を除き、記載例を参考にしてその内容がNEDO事業の成果として得られたものであることを明示する。なお、その場合には、NEDOの了解を得てNEDOのシンボルマークを使用することができる。

【成果の発表又は公開する場合の記載例】

「この成果は、国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構（NEDO）の事業において得られたものです。」

【事業化・製品化等について発表又は公開する場合の記載例】

「これは、国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構（NEDO）の事業において得られた成果を（一部）活用しています。」

# 【追加資料６】

国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構

－ ＮＥＤＯ研究開発プロジェクトの実績調査票の記入について －

国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構（ＮＥＤＯ）では、研究開発プロジェクトの実施について、その成果を把握するとともに研究マネジメント改善や技術開発戦略への反映を図りたいと考えており、本調査を実施いたします。下記のとおり提出くださいますようお願いいたします。

調査結果については、ＮＥＤＯ内において、厳重な管理の下で取り扱うこととしており、情報を外部に公表する場合には、統計処理するなど企業名が特定されないよう細心の注意を払わせていただきます。

なお、本調査は採択審査に活用しますので、必ず提出をお願いいたします。

記

|  |  |
| --- | --- |
| 対象者 | 提案書の実施体制に含まれる全ての実施者（再委託先、共同実施先を含む）のうち、企業のみが対象です。技術研究組合については、構成する全ての法人のうち企業のみが対象です。  なお、同一年度において同一法人当たり一回の御協力をお願いします。他のＮＥＤＯ事業公募時に提出している場合は、調査票の提出済み欄にチェックして提出ください。 |
| 対象プロジェクト | 対象者が過去に実施したＮＥＤＯの研究開発プロジェクト（再委託先、共同実施先を含む）。  ただし、対象は、過去15年間（前身の特殊法人での案件を含む）のプロジェクト。  また、同一年度にＮＥＤＯへ企業化状況報告書を提出するもの、追跡調査にて御回答いただくものは除きます。（補足QA参照） |
| 記入方法 | 調査票に記入してください。  対象が5件以上ある場合には、売上や成果の活用面で高く評価できるものから5件（1者当たり）を対象者にて選定してください。  調査票は対象者ごと、プロジェクトごとに複製して利用ください。  ＜記入上の注意＞  ○実用化の定義  顧客評価（認定用）サンプルの作成や量産試作の実施、製造ライン設置、原価計算、製品ラインアップ化（カタログ掲載）、継続的な売り上げ発生　等  ○その他ＮＥＤＯ成果として認識するもの  直接的なものに限らず、波及効果・派生技術・知財ライセンス・技術移転等も含みます |
| 提出方法 | 公募期限までに、対象者ごとにまとめて提出してください。 |
| 問合先及び提出先 | 提案書と同じ。 |
| その他 | 記載いただいた内容に関して、問い合わせさせていただくことがあります。 |

以上

ＮＥＤＯ研究開発プロジェクトの実績調査票

・企業ごとに本票を複製して記入してください。

・実施実績が多くある場合は、効果が大きい順に複数（最大５種）お書きください。

|  |  |
| --- | --- |
| １．今回提案するプロジェクト | ○○プロジェクト |
| ２．企業名 | ○○株式会社 |
| ３．記載免除条件 | ＜下記に該当する場合チェックしてください。過去の実施実績欄の記載は不要です。＞  □ 過去15年間、ＮＥＤＯプロジェクト実施実績なし  □同一年度に既に他の公募にて提出済  （応募事業名：○○○技術開発　公募期間：○年○月○日～○年○月○日） |
| ４．直近の報告 | □ 類似の調査にて報告済（調査名：○○に関する調査）  □ 同一年度追跡調査にて報告済（※プロジェクト終了後6年以内）  （該当プロジェクト名：P00000　　○○技術開発）  □ 同一年度に企業化状況報告書（又は実用化状況報告書）にて報告済  （※特定の助成事業\*1終了後6年以内、基盤技術研究促進事業終了後11年以内又は16年以内）  　　　（該当制度名：○○事業） |
| ５．過去の  実施実績① | ※過去15年以内に実施したＮＥＤＯプロジェクトの成果について記載してください。なお、「3. 記載免除条件」に該当する場合は、本項目の記載は一切不要です。また、「4. 直近の報告」に記載した事業ついては、記載不要です。ただし、上記のいずれかに該当する場合でも、報告内容に変更があった場合は、本項目を記載いただいてかまいません。（直接的なものに限らず、波及効果・派生技術・知財ライセンス・技術移転等も含む）  ●プロジェクト番号・名称：P00000 ○○技術開発  ●実施期間：○○年度～○○年度  ●プロジェクトで生み出した技術的成果と実用化の状況：  （例）・当該事業で開発した○○○技術を、△△△製品の×××として活用している。  ・当該事業で開発した○○○技術を利用して△△△の製造をしている。  ・当該事業で取得した○○に関する特許を他社にライセンス供与している。  ●成果が活用されている製品名：  ●直近の売上額：  ●その他（社会的便益、CO2削減効果、雇用創出など）：  ●記入者連絡先  □　提案者と同じ  □　それ以外  所属・氏名：　　　　　　　　　　　　　住所：  電話：　　　　　　　　　　　　　　　e-Mail： |
| （留意事項）  ＊1：対象となる助成事業：  ・福祉用具実用化開発推進事業　・産業技術実用化開発助成事業　・大学発事業創出実用化研究開発事業  ・国民の健康寿命延伸に資する医療機器・生活支援機器等の実用化開発  ・課題設定型産業技術開発費助成金交付規程を適用する事業（下記リンク先ページ下部）のうち助成を受けている方  [https://www.nedo.go.jp/itaku-gyomu/hojo\_josei\_manual\_manual.html](http://www.nedo.go.jp/itaku-gyomu/hojo_josei_manual_manual.html)  ・御回答いただきました情報は、厳重な管理の下で取り扱うこととし、情報を外部に公表する場合には、統計処理するなど機関名等が特定されないよういたします。 | |

「ＮＥＤＯ研究開発プロジェクト実績調査票」に関する補足事項

Q. 対象者は

A. 対象は、提案書の実施体制に含まれる全ての企業とします。

　　再委託先、共同実施先も含みます。

　　技術研究組合の場合は、構成する企業のみを対象とします。

なお、「過去15年間、ＮＥＤＯプロジェクト実施実績がない場合」もしくは「同一年度に既に他の公募にて実績調査票を提出済の場合」には、「5. 過去の実施実績」の記載が不要です。また、そのようなケースに該当しない場合でも、「4. 直近の報告」に記載した事業ついては、記載不要です。ただし、上記のいずれかに該当する場合でも、報告内容に変更があった場合は、「5. 過去の実施実績」について記載いただいてかまいません。

Q. 対象となる過去に実施したＮＥＤＯの研究開発プロジェクトとは

A. 対象は、過去15年以内に実施し終了したＮＥＤＯの研究開発プロジェクトにおいて、ＮＥＤＯと直接の契約者だけではなく、再委託先、共同実施先として参加した者も対象として含みます。（導入普及事業・モデル事業・実証事業は対象外）

　　対象者のうち、企業や公益法人は部署単位ではなく法人単位で、大学法人は研究室単位で、独立行政法人は部門又はグループ単位での実績を御回答ください。

案件が5件以上ある場合は、売上や成果の活用面で効果が高いものを、対象者にて5件を選定してください。

　　また、同一年度にＮＥＤＯが実施する追跡調査にて御回答いただいているもの、企業化状況報告書（又は実用化状況報告書）を提出いただくものは除きます。

具体的には、以下の2点に該当するものは、回答が不要です。

①追跡調査の対象事業

・過去6年以内に終了した研究開発プロジェクトのうち、同一年度の追跡調査にて御回答いただいているもの

②企業化状況報告書（又は実用化状況報告書）にて、同一年度に報告いただくもの

・基盤技術研究促進事業

※以下の事業のうち、過去6年以内に終了したもの

・福祉用具実用化開発推進事業

・産業技術実用化開発助成事業

・国民の健康寿命延伸に資する医療機器・生活支援機器等の実用化開発

・大学発事業創出実用化研究開発事業

・課題設定型産業技術開発費助成金交付規程を適用する事業のうち助成を受けている方

　（御参考）課題設定型産業技術開発費助成事業一覧

[https://www.nedo.go.jp/itaku-gyomu/hojo\_josei\_manual\_manual.html](http://www.nedo.go.jp/itaku-gyomu/hojo_josei_manual_manual.html)

なお、上記のいずれかに該当する場合でも、報告内容に変更があった場合は、「記載いただいてかまいません。

Q. プロジェクト名称について

A. 同一製品に、複数のＮＥＤＯプロジェクトの成果が活用されている場合には、「プロジェクト名称」欄には、ＮＥＤＯからの資金が大きいプロジェクトについて記入し、その他のプロジェクトについては、プロジェクト名称を備考欄に記入してください。

Q. 自らが実施したプロジェクトが分からないときは

A. 自らが把握している範囲で回答をお願いするものです。

Q. 企業以外の対象者の製品名、製品売上額欄への御回答について

A. 自ら製造、販売を行わない対象者は、把握されている範囲で、御回答ください。

Q. 成果の活用状況について

A. ＮＥＤＯプロジェクトの「どのような成果」が、「どのような製品（下記参照）」に、「どのような形で使われているか（成果が使われている部品やプロセス等）」を記入してください。

ＮＥＤＯ成果の自ら製造している製品への直接的な活用だけではなく、知財のライセンシングなど、間接的な利用についても御記入ください。

Q. 成果が活用されている製品名について

A. 自ら製造している製品に活用されている場合は、その製品名を記入してください。

他社の製品に活用されている場合は、その製品名を記入してください。ただし、製造者からの了解が得られない場合は、品種名でも構いません（例：液晶テレビ、冷蔵庫等）

Q. 「成果が活用されている製品」の考え方について

A. ＮＥＤＯプロジェクトの成果が何らかの形で活用されている最終製品（社会的・経済的効果を産み出す物品・サービス等）とします。ただし、自らが最終製品を製造していなかったり、使用される最終製品が多岐にわたる等の理由で、成果の活用状況の把握が困難な場合には、部材等の中間財でも結構です。

Q. 製品売上額の考え方について

A. 「成果が活用されている製品」の売上額を記載してください。なお、売上額については、売上規模が分かる大よその値で構いません。また、国内売上のみであるか、又は海外売上を含むものであるのかについて、その区別を御記入ください。

Q. 調査票の提出方法について

A. 公募期限までに、御提出ください。

御提出に当たっては、実施者間での情報流出を防止する観点から、対象者ごとに個別に提出いただくか、又は対象者ごとに封書の上、提案書と一緒に御提出ください。

Q. 調査結果について

A. ＮＥＤＯは、本調査票を外部には開示せず、厳重な管理の下で取り扱い、実施者を選考する際に活用します（事前審査を行う外部有識者にも公開いたしません。ＮＥＤＯ内で行う契約・助成審査委員会でのみ活用します。）。

なお、情報を外部に公表する場合には、統計処理するなど機関名等が特定されないよう細心の注意を払います。また、本調査票は採択審査を行う外部有識者に直接開示はいたしませんが、ＮＥＤＯが実施者を決定する際の参考情報として扱います。

# 【参考資料１】

追跡調査・評価の概要

本資料では、NEDOで実施している追跡調査・評価の概要を記載しています。NEDOでは、NEDOプロジェクトで得られた成果の活用状況や社会的・経済的裨益の把握、及びNEDOの業務運営改善等を目的として、終了したNEDOプロジェクトを対象に追跡調査・評価を実施しております。本調査・評価への協力については、契約約款もしくは交付規程の協力事項及び存続条項に記載されております。

　追跡調査・評価に関する御質問は、下記までお願いいたします。

|  |
| --- |
| 追跡調査・評価に関する問い合わせ先 |
| 国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構（ＮＥＤＯ）  評価部  　　　　　　　ＴＥＬ：０４４－５２０－５１６０  　　　　　　　ＦＡＸ：０４４－５２０－５１６２ |

**追跡調査・評価の進め方**

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 終了翌年度  **終了直後調査** | **研究開発の進捗状況及びNEDOプロジェクト実施時のマネジメントに関するアンケート調査**  1) 研究開発の段階（研究、開発、製品化、上市、中止、中断の別）  2) プロジェクト実施の成果及び効果（成果達成度、製品化・上市予定等）  3) プロジェクト参加時、期間中、終了直後のマネジメント |  |
|  | |  |
| 2, 4, 6年後  **簡易追跡調査** | **プロジェクト終了後の研究開発進捗状況に関するアンケート調査**  1) 研究開発の段階（研究、開発、製品化、上市、中止、中断の別）  2) プロジェクト実施の効果（売上、波及効果等） |  |
|  | |  |
| 終了翌年度  2, 4, 6年後  **詳細追跡調査※企業のみを対象** | **終了直後調査及び簡易追跡調査の結果、**  **新たに「製品化・上市段階に至った企業」、「中断・中止した企業」を対象にした詳細調査（アンケート、必要に応じてヒアリング）**  1) 成果の詳細な把握（製品化・上市事例、派生技術、標準化等）  2) 製品化・上市、中止、中断に至った経緯  3) プロジェクト参加時、期間中、終了直後、終了後のマネジメント |  |
|  | |  |
| **追跡評価** | **NEDOプロジェクトの効果や改善点の評価**  方法：研究評価委員会及び分科会における評価  観点：1) 国民への説明責任の履行  　　　2) NEDO業務運営の改善  　　　3) 技術開発戦略への反映 |  |
|  | |  |
| **【調査期間】**  プロジェクト終了後、**原則5年後までの状況を調査（6年間の調査）**。  プロジェクトによっては、**6年を超える状況を調査させていただく場合がございます**。  **【調査対象】**   * + - 1. **NEDOからの資金を得てプロジェクトに参加した機関**（委託先、助成先、再委託先等）です。また、当該機関が複数の機関等によって構成されている場合（技術研究組合等）は、各構成機関も調査対象となります。       2. ①のうち、**企業については再委託先・共同実施先等も含む全参加機関が調査対象**です。企業以外の大学、独法等は、原則、直接の委託先・助成先・共同研究先のみを対象とします。       3. プロジェクト終了前に実施体制から外れた機関についても、原則、調査対象となります。       4. 調査対象機関が保有する**プロジェクトの成果が第三者に承継された場合（法人間の合併、事業承継等）は、承継先機関が調査対象**となります。 | |  |

「追跡調査・評価」に関する補足事項

Q. 追跡調査・評価とは何ですか

A. NEDOプロジェクト開発成果のその後を把握するため、プロジェクト実施者に対し、プロジェクト終了後5年後までの動向（調査は6年間）についてアンケートやヒアリングを実施しており、これを追跡調査と呼んでいます。実施者の皆様が終了後に進めた事業をNEDOが評価するものではありません。

Q. どのプロジェクトが対象なのですか

A. 研究開発プロジェクトが対象で、国際実証事業や導入普及事業は除きます。

　なお、研究開発プロジェクトの実施者であっても、以下に該当する機関は調査対象外となります。

①　研究開発要素の少ないもの、例えばLCA評価や市場調査等を実施した機関

②　外注先や請負先等

③  NEDOが研究開発の委託や助成を行っていない機関（委員会委員が所属する機関、サンプル提供先の機関、助言等による研究協力を行った機関等）

Q. 何のためにやるのですか

A. NEDOプロジェクトは国民の税金で賄われていますので、NEDOプロジェクトが及ぼした経済的・社会的効果等を把握し、国民の皆様に説明する責任があります。また、NEDOの技術開発マネジメントの改善や技術開発戦略への反映も目的として実施しています。

Q. 具体的に何をすればよいのですか

A. プロジェクト終了時に、追跡調査の御担当者をご連絡下さい。プロジェクト終了後1、2、4、6年目に追跡調査担当者宛にメールにてアンケート調査の依頼を行います。アンケートへの回答はWeb上で行っていただきますので、御回答願います。  
また、製品化を達成した場合や事業を中止・中断した場合には、その状況や要因を確認させていただくための詳細追跡調査やヒアリング調査（一部の企業等）にも御協力願います。